

# 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日

福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第 1 条 県は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるために、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するために、予算で定めるところにより、介護事業所等における物品及び備品等の購入等に必要な経費並びに介護施設等における食料品の購入等に必要な経費に対し補助金を交付するものとし、その交付については、令和 7 年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について（令和 7 年 12 月 22 日付け厚生労働省発老 1222 第 3 号厚生労働事務次官通知）、及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する介護事業所等又は介護施設等を運営する者。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、次のとおりとする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 別表 1
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業 別表 2

2 この補助金の交付額は、別表 1 及び 2 に掲げる対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、少ない方の額とする。なお、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63

年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 (別記様式第 1 号)
- (2) 収支予算書 (別記様式第 2 号)
- (3) 事業所・施設別申請額一覧 (別記様式第 3 号)
- (4) 市町村以外の者にあつては、第 2 条第 2 号に係る納税証明書 (県税に未納がないことの証明) (原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 法人にあつては、第 2 条第 3 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第 4 号)
- (6) 市町村以外の者にあつては、第 2 条第 4 号に係る誓約書 (別記様式第 5 号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第 6 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第 21 条第 1 項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておくこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げ)

第 7 条 規則第 8 条第 1 項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第 8 条 規則第 10 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の 20 パーセントを超える増減又は交付決定額の 20 パーセントを超える減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類  
(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の11月30日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 事業所・施設別実績額一覧(別記様式第3号)
- (4) 領収書等の補助対象経費が確認できる資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記様式第6号)により速やかに(遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに)報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(財産処分の制限)

第13条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。